

公売公告兼見積価額公告					
公売公告第 2 号 令和 8 年 8 月 6 日					
北名古屋市長 太田 考則					
下記により、差押財産を公売しますから、国税徴収法第 9 5 条並びに第 9 9 条の規定の例により公告します。					
公売財産・公売保証金・見積価額	売却区分番号	名称・数量・性質・所在	摘 要	公売保証金	見積価額 (最低公売価額)
	北名古屋市 1－1	土地 所在 北名古屋市高田寺屋敷 地番 4 2 7 番 地目 宅地 地積 351.88 m ²	詳細は公売公告別紙 のとおり	1,200,000 円	11,600,000 円
公売方法		期間入札			
公売の日時	公売の開始及び 締切りの日時	令和 8 年 1 0 月 1 5 日（木）から令和 8 年 1 0 月 2 3 日（金）午後 4 時まで ※郵送による提出は、令和 8 年 1 0 月 2 3 日（金）午後 4 時必着とします。			
	開札	令和 8 年 1 0 月 2 7 日（火）午前 1 0 時 1 5 分			
公売の場所	北名古屋市西之保清水田 1 5 番地 北名古屋市役所 西庁舎 1 階 収納課				
	開札	北名古屋市西之保清水田 1 5 番地 北名古屋市役所 西庁舎 2 階 会議室			
売却決定	令和 8 年 1 1 月 1 7 日（火） 午前 1 1 時 0 0 分 (次順位買受申込者は、国税徴収法第 113 条第 2 項に定める日)			場 所	北名古屋市西之保清水田 1 5 番地 北名古屋市役所西庁舎 1 階 収納課
代金納付期限	令和 8 年 1 1 月 1 7 日（火） 午後 2 時 0 0 分 (次順位買受申込者は、国税徴収法第 113 条第 2 項に定める日（売却決定の日から起算して 7 日を経過した日）)				
買受人の資格要件	国税徴収法第 9 2 条及び第 1 0 8 条に抵触しない者				
その他	1 公売保証金の受付期間及び場所は、北名古屋市役所西庁舎（北名古屋市西之保清水田 1 5 番地）1 階収納課において、令和 8 年 1 0 月 1 5 日（木）午前 9 時 0 0 分から 1 0 月 2 3 日（金）午後 1 時 0 0 分まで行います。 2 最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高価の価額である者に対して行い、売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額をもって行います。 3 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶、債権、無体財産権（電話加入権を除く。）の公売（せり売りの方法による公売を除く。）については、次順位買受申込者制度が適用されます。次順位買受申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額をもって行います。 4 公売財産の公売に伴う危険負担の移転の時期は、当該財産の買受代金納付の時とします。なお、許可又は承認を必要とする財産はそれを得た時になります。 5 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。 6 見積価額に達した入札者等がない場合には、直ちに再度入札又は再度せり売りを実施することがあります。 7 売却決定後に買受人に対して消費税及び地方消費税の申告指導を行います。				
	配当を受ける者の権利の届出 上記の公売財産の換価代金について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を当市まで申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、当市にあります。				